

いわき市地域医療を守り育てる基本条例

(目的)

第1条 この条例は、市の地域医療についての基本理念を定め、並びに市、市民及び医療機関等の役割を明らかにするとともに、地域医療を守り育てる施策を総合的に推進し、もって将来にわたって市民が安心して良質な医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域医療 市民の疾病等の治療及び予防、健康の保持及び増進並びに介護の分野において医療機関等が医療を提供する体制をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
- (3) 医療機関等 市の区域内に存する病院、診療所、助産所、薬局、医療を提供する介護事業者等をいう。

(基本理念)

第3条 地域医療は、市民の健康及び生命を守るかけがえのないものであるため、将来にわたって持続的に確保されなければならない。

2 地域医療は、市、市民及び医療機関等が一体となり、相互の連携及び協力の下に守り育てなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域医療を守り育てるための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 医療機関等が患者の病状に応じた機能を果たしていることを理解し、自己の病状に応じた適切な医療機関等において受診等を行うこと。

- (2) かかりつけ医（日常的に診療、健康管理の指導等を受け、又は疾病の相談をすることができる身近な医師をいう。）を持つこと。
- (3) 受診等に当たっては、医師等の医療の担い手に信頼と感謝の気持ちを持ち、その指導、助言等を尊重し、健康を回復すること。
- (4) 救急車について、病状に応じて適正に利用すること。
- (5) 夜間又は休日における安易な受診をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自らの健康を守るため、健康診査等を積極的に受診し、日頃から健康管理を行うこと。

（医療機関等の役割）

第6条 医療機関等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 患者の病状に応じた医療機関等の機能の分担及び業務の連携を図り、地域医療を充実させること。
- (2) 医師等の医療の担い手を確保し、及び育成すること。
- (3) 患者の立場を尊重し、医療に関する必要な説明及び情報の提供を行い、患者との信頼関係を築くこと。
- (4) 保健及び福祉との連携を図り、居宅等における医療に取り組むこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が実施する救急医療の体制の確保、健康診査、医療及び介護の総合的な確保等に関する施策に協力すること。

（基本的施策）

第7条 市は、地域医療を守り育てるため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 救急医療の体制の維持及び強化に関する施策
- (2) 国、県、関係教育機関及び医療機関等との連携による医師等の医療の担い手の確保及び育成の支援に関する施策
- (3) 市民に対する病状に応じた医療機関等での受診等及び救急車の適正な利用に関する意識の啓発並びに地域医療に関する情報の提供に関する施策
- (4) 医療、保健及び福祉の連携の推進に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域医療を守り育てるための施策

2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講

ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。